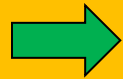


第3期中長期計画

研究成果の最大化



成果を広く国民・社会に還元



イノベーション創出

産業界等の理解を促し事業化の重要な契機

特許

特定企業だけでなく機構の成果を広く発展させる手段

機構における知的財産の権利化・維持、その利活用のための基本的考え方を定める

機構における課題

ポリシーの考え方

○特許取得自体が目的化

・人事評価、業績審査等を意識した取得の事例。

○原子力分野(核物理・核工学)での特許取得30%

一般企業が特許化しない分野
(日本全体 0.24%)

・原子力プラント研究開発からの派生技術も含めて原子力の中核技術と見なし、原子力分野で取得した事例。
・原子力分野であるため一般分野の企業に関心を示されなかった。

○原子力は実用化に至るまで長期間を要する

・特許期間(20年)内に実用化できない場合がある。

実施許諾に至らない結果

特許は、取得でなく利活用が目的

権利・維持基準の具体化、明確化

- ・機能面に着目して実施許諾が期待できる分野に出願
- ・原子力の中核技術はメーカー等の要望、中長計等に明記されたものを取得・維持
- ・競争的資金、企業との共同研究に必要なものは取得・維持

出口戦略 市場、秘匿又は公知化、ノウハウ等を考慮し総合的判断
(研究開発目的、拠点の特性も考慮)

スキームに応じた管理

公知化できない技術【核不拡散等】(厳格管理)、特許以外の知財

知財等の利活用推進に係る体制

